

第6回調査検討部会資料

適正な県土利用のための新たなシステムづくりについて

1. 国土利用計画制度の課題

《視点の明確化》

- 1) 現行計画は、県土利用上の問題把握やその対応が不十分であったことから、現在生じている土地利用上の問題点と今後発生が予見される問題や課題に対応した計画であること。
- 2) 現行計画が全国計画を準じた一般的な内容となっていたことから、千葉県としての個性や特性を活かした独自性のある計画とし、人口の減少や高齢化、地球環境をはじめ自然環境との共生、そしてより良い県土を次の世代へ引き継ぐなど多様な視点を持った計画であること。

《指針性の確保》

- 1) 本計画は、個別規制法の上位計画として位置付けされているが、具体的な開発行為の許認可に当たっては、各個別規制法ごとの基準に基づき判断されしており、県土利用に対する指針性が低い。
そのため、開発行為の許認可等の判断基準となり得るような、目指す県土の姿（目標）、県土利用に対する理念や基本的方針を示し、目標を実現するための施策の誘導を図ること。

《実効性の担保》

- 1) 用途別目標値の性格が曖昧であることから、達成すべき目標なのか、単なる予測値なのか、その性格を明確にすること。
- 2) 計画を実現化するための具体的な施策や実行手段が不十分であることから、実現するための手段と道筋を明確にし、実効性を確保すること。

《市町村との連携》

- 1) 地方分権の進展により、市町村が責任を持って自主的・主体的にまちづくりや地域づくりを行うことが求められるとともに、今後、県から市町村への開発行為等の許認可権限の移譲が進むことも予想されることから、地域の実情に応じ、開発と保全の調整の指針となる土地利用計画が必要となる。今後、市町村と県との役割を明確にし、連携した施策の展開が必要。

2. 県土利用に関する新たな制度づくり（案）

1) 計画を実現するための独自の制度創設・施策展開（実効性の確保）

- ・県土利用計画が目指す県土の姿の実現に向けて、国への積極的な制度提案や改善要望を行うとともに県独自の制度創設や施策展開を行う。

2) 計画評価制度の導入（実効性の確保）

- ・計画評価制度により適正な県土の管理を行うため、「計画の策定」、「施策の推進」、「計画、施策の評価」のプロセスからなる「マネージメントサイクル」を取り入れ、従来の目標提示型の制度を目標管理型に移行する。
- ・目標管理に当たっては、県土利用の状況や目標の達成度、目標を実現化するための各施策の進捗状況などについて、国土利用計画地方審議会を活用し検討する。

3) 県土利用に関する総合的な施策の展開（実効性の確保）

- ・審議会の意見を踏まえ、規制等の個別施策での対応ではなく、個別施策が連携した総合的な政策展開により、より実効性を高める必要があり、そのための政策提案や新たな独自事業の創設等を図る。

4) 市町村土地利用計画や条例等の策定(実効性の確保)

- ・全市町村において、地域の実情や住民の意見を踏まえた、土地利用計画の策定を進める必要がある。
- ・市町村土地利用計画策定や計画の実効性を高めるための条例の制定に向けた技術的支援を行う必要がある。